

支 部 ニ ュ ー ス

VOL.12

租税訴訟学会 中四国支部
発行人 支部長 鳴戸大二
編集責任者 山田毅美



雪の松江城 / 八幡大佐の日本漫遊記

(<https://ameblo.jp/cabowabo0515/entry-12244548582.html> より転載)

- I 巻頭言・・・・・・・・香川大学法学部教授 青木 丈
- II 平成29年 冬期松江研修会報告
- III 研修計画
- IV 事務局報告
- V 編集部より

I 巻 頭 言



租税訴訟学会 理事

香川大学法学部教授 青木 丈

租税訴訟学会が2001年に創設されて以来、私は本部理事として学会に関与してきました。この間、東京で税理士登録をして、3年ほどは霞が関で国家公務員の経験もしたりしました。つまり、中四国地方とは遠く離れたところにいたわけですが、学会に中国支部（当時）が設立された2005年から、本部理事として、またときには研修講師やパネリストとして、中四国支部の多くの行事に参加させていただいてきました。

本紙前号で山本守之先生も述べておられましたとおり、中四国支部は学会各支部の中で最も精力的に活動されています。本学会の要である“弁護士と税理士のコラボレーション”が非常にうまくいっていることが、その要因の一つでありましょう。

このように常々尊敬の念を抱いておりました中四国支部ですが、図らずも正式メンバーに加えていただけることになりました。2017年4月から香川大学法学部の専任教員として高松に在住（単身赴任ですが…）することになったからです。早速7月には高松研修で講師をさせていただき、11月の島根研修ではゼミ生のアンケートにご協力いただきました。誠にありがとうございます。いただいたアンケート結果を踏まえたゼミ生の成果につきましては、どこかの機会でご報告させていただきたいと考えています。

私のゼミ生は11人中2人が税理士志望、8人が公務員志望であり、大学院生は全員税理士志望ですから、大学での教育のためにも支部のメンバーに加えていただけたことは有益です。また私の研究テーマは、「租税行政における適正手続」と設定しています。近年、変貌が著しい租税手続が、デュー・プロセス・オブ・ローに適ったものとなるよう理論構築していくことを目指しています。これについてはさしあたり、月刊税理2018年1月号から「租税手続法講座」と題した連載を始めますので、ご一読いただけますと幸いです。

支部ニュースの巻頭言で、このようなご挨拶の機会をいただきまして恐縮です。私は生まれも育ちも東京・埼玉ですが、実は土佐の血が流れています（高知県須崎市上分乙の青木家31代目）。浅学菲才の身ではありますが、みなさまの仲間として支部活動のお手伝いができますことを楽しみにしておりますので、今後とも何卒よろしくごお願い申し上げます。また、高松にお越しの節には、ぜひ研究室に遊びにきてください。

Ⅱ 平成29年 冬期松江研修会報告

日時 : 平成29年11月25日(土) 13:30 ~ 17:00

場所 : くにびきメッセ



第1部 テーマ

「財産評価基準通達と市道供用宅地の評価」

～最高裁平成29年2月28日判決の検討を中心に～

講師 島根大学 法学部 准教授

谷口 智紀 先生

第一部の研修では、島根大学法文学部准教授の谷口智紀先生に、「財産評価基本通達と私道併用宅地の評価～最高裁平成29年2月28日判決を題材に～」という演題で理論的かつ明快に解説頂いた。

まず本題の判例に触れる前に、相続税法22条の時価主義と評価通達の関係について解説された。通達は法源ではなく課税庁が定めたものであり、基本的に時価よりも低く評価されるように設定されている点、そして評価通達の時価を超えた場合は租税法律主義に反することとなる点を指摘された。なお、評価通達に拠らない場合は、納税者が主張立証責任を負うこととなる。

今回題材となった判例で問題となった土地については、近隣小学校の児童など第三者が通行しており、第三者のために路面整備がされているという背景があった。

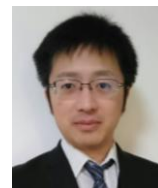
このような事件概要を説明された後、高裁判決は評価通達24を検討の出発点として、建築基準法等の法令による制約がある場合のみ評価通達24にて評価すると示したが、最高裁判決は相続税法22条を検討の出発点として、客観的交換価値に低下がみられるか否かに着目して評価すべきだと示したことに触れられた。高裁判決の内容は合理性が見られず、最高裁が示した基準は評価できるとされた。

最高裁判決は評価通達24について言及していないため、評価通達24を否定するものではない。しかし、財産の評価はあくまで相続税法22条により時価評価し、その枠組の中で評価通達の合理性が確保できるのであれば評価通達に拠るという基本スタンスは変えていないとのことである。

評価通達は租税公平主義の観点からその意義を論じられることが多く、それは画一的な手法として予測可能性を担保し、そして実務の便宜を図ることが根底にある。しかし、租税法律主義の観点から検討を深める事も必要であり、本来は相続税法22条により時価評価されることが租税法律主義のルールであり、通達は法源ではない。通達課税に縛られないよう、相続税法22条と評価通達の関係について、その在り方がより一層議論されなければならないことが示された。

租税訴訟学会に入会したばかりで、この度初めて研修会に参加させて頂いた。より研鑽し、専門性を高められる環境に身を置くことができ、身の引き締まる思いである。

(税理士 中尾隼大)





第2部 テーマ

「税務調査における税理士と弁護士の協働と その成功事例の紹介」

講師 弁護士
山下 清兵衛 先生

これまで研修会には私は時々しか参加してきませんでしたが、今回は山下清兵衛先生の御講演だということで、是非にと申って参加しました。というのは、山下先生には私が委員長を務める日弁連の委員会で大変お世話になっているからです。その委員会は弁護士業務改革委員会と言って、弁護士が国民の皆様のお役に立つ分野を広げていくことを研究する委員会です。その委員会の中に小委員会として行政分野小委員会というのがありまして、その小委員会の中に山下先生が入られて御活躍いただいているのです。その小委員会の目下の課題が、行政指導の分野で弁護士がもっと国民の役に立たなければいけないのではないかとということです。弁護士は、これまで行政の分野では、行政の処分が出た後に裁判でそれを争うことをしてきましたが、それでは勝ち目は低いし、行政処分はその前の行政指導のとしての調査などで結論が出されているのだから、その段階から弁護士が関わっていけばもっと国民の役に立てるのではないかとということです。そのような行政分野を具体的にいくつか研究している中で、税の分野で山下先生から、税務調査に税理士と協働して弁護士が関与して行くべくだとの御意見をうかがっていたのです。

今回の山下先生の御講演は真にそのことで、経験のある弁護士は全国でも少ないところ、先生から貴重な経験談を御披露いただいて、目から鱗の思いで聞かせていただきました。

山下先生のお言葉をいくつか振り返って見ますと、「紛争を解決するのに裁判でないといけないということはない。」「欧米でも和解解決が多いが日本の税の分野での和解は税務調査である。」「税務調査は税理士などの専門家が関与すれば必ず成果がある。」、と言われ、裁判と税務調査を比較して「裁判では税務当局はいやがらせのために和解をしないし、八百長もするし、裁判所は頼りにならない。」が「税務調査では八百長は少なく、調査官には真摯に言い分を聞いてもらえる。」とも申っておられました。これらのお言葉から、弁護士も行政指導である税務調査に税理士と協働してもっと関わっていくべきであるとの思いを深くした次第です。



(弁護士 西村 正男)

Ⅲ 研修計画

平成29年度夏期高松研修、冬期松江研修と会員の方にはご参加いただき、ありがとうございます。

平成29年度総会は、3月31日（土）広島弁護士会館にて開催しますので、多数ご参加いただきますよう、宜しくお願い致します。

平成30年度の事業計画（予定）は、下記のとおりですので、日程確保の上、御参加ください。

記

I 第14回総会並びに講演会

- 1.日 時 平成30年 3月31日（土） 13：30～17：00
- 2.場 所 広島弁護士会館
- 3.研修内容
講 師 神戸大学名誉教授弁護士 阿部 泰隆 先生
テーマ 「行政法学者から見た税務訴訟」

II 平成30年夏期 岡山研修

- 1.日 時 平成30年 7月28日（土） 13：30～17：00
- 2.場 所 岡山県 税理士会館
- 3.研修内容
講 師 弁護士 山田 純也 先生
講 師 税理士 藤曲 武美 先生

III 平成30年冬期 山口研修

- 1.日 時 平成30年12月1日（土） 13：30～17：00
- 2.場 所 下関市
- 3.研修内容 未定

会員数も230人を超えてきました。

会員の為になる研修会を今後とも続けていく所存ですのでよろしく願いいたします。

以上

IV 事務局報告

1. 会員動向

職業別	H29/10
税理士	175
弁護士	47
教授	2
准教授	3
その他	3
合計	230

地域別	H29/10
広島	130
岡山	29
山口	16
鳥取	13
島根	8
愛媛	13
香川	12
徳島	5
高知	1
その他	3
合計	230

(平成29年10月 現在)

2. 会費納入のお願い

平成30年度年会費（10,000円）の納入をお願いいたします。

振込口座： みずほ銀行 神谷町支店 普通 2762441
ゆうちょ銀行 記号番号 00170-4-465850
口座名義： 租税訴訟学会

※年会費の一部は、研修会運営費用に充てております。
再度ご確認のうえ、納入をお願いいたします。

V 編集部より

研修会報告では、参加された先生に報告レポートを作成いただき、ありがとうございます。

今後とも、支部ニュースには欠くことのできない報告ですので、御無理をお願いすることもあります。よろしくお願いします。

3月の総会は広島弁護士会館で開催します。

多忙な時期を乗り越って、元気な姿でお会いしましょう。